

平成 25 年度 仙台市安全安心街づくり基本計画への取り組み

基本目標 1 市民一人ひとりの防犯力の向上

刑法犯認知件数の大半を占める窃盗や暴行、強制わいせつ、詐欺、悪質商法など、市民の身近な場所で起きる犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが高い防犯意識を持ち、自分の身の周りから防犯対策を行うことが重要です。

このような市民自らの主体的な行動が、安全で安心な街づくりの基本であり、最大の防犯力となります。

また、市民一人ひとりの防犯力の向上を図り、日常生活における安心感を高めていくために、市民の防犯意識及び規範意識の高揚を図っていくことが重要です。

1 防犯知識を深め、危険察知等の防犯力を高める

(1) 市民の防犯意識啓発

- ① 春・夏・全国・年末年始の地域安全運動期間を中心に、懸垂幕やのぼり旗の掲出、防犯パネルの貸出、啓発用チラシ・パンフレット、啓発グッズ等を配布し、防犯意識の高揚を図った。
(市民局・各区)
- ② 各地域において地域安全運動出動式や街頭キャンペーンを実施し、防犯思想の普及啓発を行った。毎年秋に開催される「全国地域安全運動」に合わせた「仙台市大会」は、台風のため中止。
(市民局・各区)
- ③ 市ホームページ、各種情報誌に加え、仙台市メール配信サービスを活用するとともに、若者向け携行リーフレットの作成・配布、インターネットトラブルや悪質商法などを特集した消費生活情報誌の配布やテレビ放送により、防犯に関する情報を提供し、市民一人ひとりの防犯力の向上を図った。
(市民局)
- ④ 自転車盗難防止に効果がある二重施錠のためのワイヤーロック錠や盗難防止啓発パンフレット等を配布する街頭キャンペーンを実施し、犯罪被害からの未然防止を図った。
(市民局・各区)

(2) 防犯学習機会の提供

老人クラブ・市民センター・町内会等での出前式防犯講座、地域包括支援センター等での高齢者を対象とした防犯講座、障害者施設職員・利用者を対象とした障害者防犯講習会、教育委員会における各学校での防犯教室、中・高校生を対象としたデートDV防止出前講座、市民センターでの子どもを対象とした地域安全マップ作り講座や一般市民を対象とした防犯講座等、警察等の関係機関と連携しながら講座を開催し、市民への防犯に関する知識の提供や犯罪への対処方法などの普及に努めた。

(市民局・健康福祉局・教育局・各区)

■対象別講座回数

- ・くらしのセミナー・市防犯出前講座 82回(3,268人)

- ・地域包括支援センターでの高齢者防犯講座 81回
- ・障害者防犯講習会 2回
- ・市民センターでの防犯講座 28講座(2,375人)
- ・学校での防犯教室 各学校にて適宜開催
- ・デートDV防止出前講座 5回
- ・学校への出前講座 20回(3,844人)

■各区での講座回数 4回

2 安全教育の充実による規範意識の向上、非行防止の取り組み

(1) 規範意識の向上の取り組み

- ① 市内小・中学校において、いじめゼロキャンペーン等の啓発活動を実施し、児童生徒の規範意識の向上に努めた。(教育局)
- ② 市政だよりや仙台市防犯協会連合会ホームページへ記事を掲載するとともに、機関紙「ニュー防犯せんだい」の回覧による広報啓発を行い、市民の規範意識の向上に努めた。(市民局)

(2) 青少年への指導・相談

- ① 各学校において、警察と連携し、学校の実情に応じた児童生徒に対する非行防止教室を実施した。(教育局)
- ② 繁華街や仙台駅周辺、ゲーム場等において街頭指導を実施し、青少年の非行の未然防止や早期発見、健全育成を図った。(子供未来局)

■街頭指導人数 1,283人

- ③ 児童相談所や子供相談支援センターにおいて、学校、警察、家庭裁判所、児童自立支援施設と連携し、青少年の非行や問題行動に関する指導・相談を行った。(子供未来局)

■児童相談所における非行相談受理件数 41件

■子供相談支援センターにおける面接相談 43件 ヤングテレホン相談 1,152件

3 児童生徒等子どもの防犯力の育成

(1) 子どもの安全対策

- ① 各学校において、防犯教室や防犯訓練を実施し、犯罪に関する知識を身に付けさせるとともに、危険な場面に遭遇したときに安全な行動がとれるよう安全教育を推進した。(教育局)
- ② 学校の安全教育担当者を対象として、学校安全教育担当者会及び上級救命講習会を開催し、安全教育の充実と担当者の資質向上を図った。(教育局)

■安全教育担当者研修会への参加率 89.7% : 175校/全195校

- ③ 小学校を中心とした児童生徒を対象として、防犯ブザーの購入費の補助を行った。(教育局)

■防犯ブザー購入費補助申請率 72.0% : 90校/125校(5,345個)

- ④ 不審者、痴漢、薬物乱用、出会い系サイト等各種安全教育パンフレットを配布し、

児童生徒の犯罪被害防止に努めた。

(教育局)

4 女性、高齢者、障害者等の防犯力を高める

(1) 女性の安全対策

- ① 女性向け防犯小冊子等を配布し、若い女性が犯罪被害に遭わないよう防犯意識の普及啓発を行った。 (市民局)

■女子大新生への小冊子配布 2,500部

- ② 官公庁、学校、会社、福祉施設等の新任者や管理職などを対象として、セクハラ防止研修を開催するとともに、性暴力・DV・デートDV防止啓発用リーフレット、ポスター等の配布を行い、女性に対する暴力の根絶や性犯罪の防止に関する啓発を行った。 (市民局)

■セクハラ防止研修 10回

■パンフレット・ポスター等の配布 143,820部

- ③ 各区において相談員による女性への暴力に関する相談・指導を実施するとともに、エル・ソーラ仙台等において女性への暴力電話相談、面接による一般相談・法律相談、「配偶者暴力防止法」に基づく保護命令の申立書作成支援等を実施した。

(市民局・子供未来局・各区)

■各区での相談件数：1,311件

■エル・ソーラ仙台での女性を対象とした相談

- ・一般相談（面接・電話）：1,810件
- ・法律相談実施（面接）：210件

■仙台市配偶者暴力相談支援センターでの女性を対象とした相談

- ・暴力電話相談 週5回実施：430件
- ・保護命令申立書作成支援件数：6件

- ④ 民間で設置する緊急一時保護施設（シェルター）への補助を行った。 (市民局)

- ⑤ 中高生等を対象として、デートDV出前講座を開催し、若年層へのデートDVの予防啓発を行った。 (市民局)

■デートDV防止出前講座 5回

(2) 高齢者の安全対策

- ① 町内会や老人クラブ、市民センター、地域包括支援センター等において、出前式防犯講座を実施し、振り込め詐欺被害防止やひったくり防止対策など、高齢者が狙われやすい犯罪について講話を行い、高齢者の防犯力の向上を図った。

(市民局・健康福祉局)

■出前式防犯講座 実施回数 113回

- ② 地域包括支援センター等に対し防犯啓発用パンフレットを配布し、防犯情報の提供を行うとともに、情報が得にくい高齢者等へ消費者被害等に関する情報を提供するため、情報誌へ記事を掲載し、高齢者の防犯意識の普及啓発を図った。

(市民局・健康福祉局)

■防犯啓発用パンフレット配布 5,550部

③ 町内会、老人クラブ等の地域団体、消費者団体等に対して、出前講座「くらしのセミナー」を実施し、悪質商法等の消費者被害から守るため、学習機会の提供を行った。 (市民局)

■出前講座「くらしのセミナー」参加回数・人数 23回・484人

④ 高齢者に接する機会が多い民生委員児童委員や介護支援専門員（ケアマネジャー）等に対して、消費者被害とその防止等について啓発を行った。 (市民局)

■出前講座「くらしのセミナー」参加回数・人数 8回・479人

(3) 障害者の安全対策

障害者施設職員及び利用者を対象とした防犯講習会を開催し、障害者の犯罪被害を未然に防ぐための防犯知識の習得や防犯意識、安全対策の向上、情報提供等を行った。

(市民局・健康福祉局)

■出前式防犯講座 実施回数 3回

5 防犯力向上のための情報の発信

(1) 犯罪情報、防犯知識の共有

市政だより、市ホームページ等各種媒体を活用し、宮城県警察本部から提供される犯罪発生状況や防犯情報を提供するとともに、多くの市民に安全安心街づくりに関する各種イベントや各区で実施した事業内容、地域での防犯活動事例の紹介等の広報啓発を行い、防犯知識の共有と意識の高揚を図った。 (市民局・各区)

基本目標2

互いに協力し支え合う地域力の高い防犯の街づくり

市民が自分の住んでいる地域や職場のある地域に関心や愛着を持ち、地域全体で問題を共有し、その解決に取り組むことなどから生まれる連帯感は、コミュニティを強固なものにするとともに、犯罪を起きにくくする地域の防犯力を高めます。

東日本大震災の際にも、被災地域における自主的な防犯活動が一定の効果을上げています。犯罪被害を未然に防止するためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、地域住民が互いに力を合わせ支え合う積極的な防犯活動を行うことが必要です。

大震災後の地域においては、子どもや高齢者等の安全を守るため、住民や団体が連携して見守り活動を行いました。また、仮設住宅においては、新たな近所付き合いから始まる絆づくり、住民同士の支え合いの中で、犯罪に強い地域社会の構築が進んでいます。このような地域としての動きや、自主的な防犯活動への支援、関係団体等の連携・交流を促進することが肝要です。

さらに、犯罪被害に遭った方々に対しては、権利、利益の回復と平穏な生活を取り戻すことができるように、地域社会の温かい理解と支援が必要です。

1 地域コミュニティによる防犯活動の推進

(1) 地域コミュニティ全体による防犯の取り組み

- ① 市ホームページや仙台市防犯協会連合会のホームページ、機関紙へ各地区において取り組んだ見守り活動の記事を掲載して広報啓発を行うとともに、登下校時間帯に子どもを見守る「学校ボランティア防犯巡視員」による巡視活動を行い、児童の安全確保を図った。(市民局・教育局・各区)
- ② 各区ホームページ等への掲載により、あいさつ運動を推進するとともに、街頭キャンペーンや登下校見守り活動時にあいさつ活動を実践した。(教育局・各区)
- ③ 地域の空き家の適正管理を呼びかけるとともに、震災により発生した空き家について、適正な管理を促す取り組みを行った。(各区)

2 自主防犯活動の推進

(1) 市民の自主防犯活動の促進、支援

- ① 市民の自主防犯活動を支援するため、都合の良い時間を利用して気軽に取り組める「歩くボランティア」登録者の普及促進を図った。(市民局)
 - 歩くボランティア登録者数(総数) 1,617名
 - 25年度新規登録者数 161人
- ② 地域において安全安心街づくりに自主的に取り組む団体等への活動費を助成し、運営の支援を行った。(市民局)
 - 自主防犯活動団体への助成件数(延べ) 208件
 - 25年度助成件数 17件

③ 地域防犯団体等において視覚的効果の高い青色回転灯装着車両による防犯パトロールを実施した。 (市民局・各区)

■青色回転灯設置車両 (総数) 226 台 平成 25 年度新規増設台数 21 台

④ 青色回転灯装着車両により防犯パトロールを実施した。 (市民局・各区)

(2) 既存の防犯組織の活性化

既存の防犯組織を活性化するため、各地区の防犯協会の活動を紹介する広報紙を広く配布するとともに、仙台市防犯協会連合会のホームページを活用し、地域安全運動の啓発や防犯講座の募集、防犯に関する知識の普及啓発を図った。また、防犯指導隊員・女性部員等の資質向上のための研修会を開催した。 (市民局・各区)

3 地域と一体となった子ども等の見守り活動

(1) 子ども等の安全対策推進

① 市立小学校 124 校において、敷地内や学校周辺、通学路等を巡回し、犯罪防止に努める学校防犯巡視員「仙台まもらいだー」(警察官OB18名)が巡回活動を行うとともに、PTAや地域住民が登下校時を中心に地域の巡視を行う「学校ボランティア防犯巡視員」による巡視活動を実施し、児童生徒の安全確保に努めた。(教育局)

■学校ボランティア防犯巡視員の組織率 100%・6,445 人

② 「スクールガード・リーダー」(警察官OB8名)が各学校を訪問し、巡視活動、防犯訓練・教室、不審者対応訓練の実施や学校ボランティア防犯巡視員への講話を実施し、学校の安全体制の点検評価や学校ボランティア防犯巡視員の育成指導等を行った。(教育局)

■スクールガード・リーダー巡回回数 2,987 回

③ 公用車、給食配送車、協力を得られた郵便局、協賛企業等の車両に、学校防犯車両の位置づけである「仙台まもらいだー」のマグネットシートを貼り、子どもの見守り活動を推進した。(教育局)

■「仙台まもらいだー」車両登録台数 1,115 台

④ 幼児・児童・生徒に危険が及ぶ恐れのある不審者等の情報を各学校に電話により情報提供を行うとともに、児童館、保育所、市立幼稚園等へは適宜FAXにより情報提供を行った。(子供未来局・教育局)

⑤ 仙台市校外指導連盟(4回)、学校警察連絡協議会(5か所で各3回実施)、地域ぐるみ生活指導連絡協議会(2回)等関係団体との会議において、安全確保に関する研修や情報交換を行った。(教育局)

⑥ 地下鉄全駅に「こども 110 番の駅」のステッカーを掲示し、緊急避難所としているほか、学校警察連絡協議会が窓口となり、各学校単位で店舗や民家の協力を得ながら「子ども 110 番の店(家)」の拡充を行った。(教育局・交通局)

■「こども 110 番の駅」掲示率 100%

⑦ 市立小・中学校の学区内を点検し、校外指導連盟を通して、危険箇所を設置する「立入禁止」等の注意喚起の立て看板を配布・設置した。(教育局)

■「立入禁止」看板の設置本数 500 本

- ⑧ 全市立小学校が、毎月第 2 金曜日の登下校時に警察・P T A等関係機関の協力を得ながら、一斉に学区内巡視を行う「防犯・子どもを守ろうデー」を実施し、児童生徒の安全対策を推進した。(教育局)

4 防犯活動団体のネットワーク化の推進

(1) 地域における防犯施策の推進

- ① 各区において、安全安心街づくり活動推進モデル地区を設定し、先導的かつ模範的に安全安心な街づくりを推進できるよう関係団体との会議を開催した。(各区)
- ② 関係団体と連携・協力して、防犯講座や安全安心教室を開催するとともに、街頭キャンペーンや防犯パトロールを実施し、地域の防犯施策の推進を図った。(各区)

5 防犯リーダーの育成

(1) 地域防犯活動者の育成

- ① 防犯指導隊・防犯女性部等研修会を開催し、資質向上を図った。(市民局・各区)
- ② スクールガード・リーダー(警察官 O B 8 名)が、延べ 2, 987 回の学校訪問を行い、防犯訓練、防犯教室、不審者対応訓練の実施や学校ボランティア防犯巡視員への講話を実施し、学校ボランティア防犯巡視員の育成指導等を行った。(教育局)

(2) 地域防犯活動者等の顕彰

防犯功労団体、防犯功労者、防犯指導隊・防犯女性部 10 年勤続表彰、20 年勤続表彰、退任感謝状等の表彰を行い、地域防犯活動者等の社会的評価を高めるとともに、活動の活発化及び継続化を図った。(市民局)

6 犯罪被害者等の支援

(1) 犯罪被害者等の支援

- ① 犯罪被害者への市民の理解を促進するため、周知広報用ポスターやパンフレットを配布し啓発に努めたほか、犯罪被害者の支援を行っている「みやぎ被害者支援センター」への支援を行った。(市民局)
- ② 住民情報システムの利用課において、住民票の閲覧制限に係る支援措置情報を参照できるよう、住民情報閲覧制限を受け付けた。(市民局)
- ③ 犯罪被害者支援総合相談窓口(相談用直通電話)により、宮城県警察本部やみやぎ被害者支援センター等と連携しながら、被害者、家族等の支援を行った。(市民局)

基本目標3 犯罪をつくりださない環境づくり

犯罪の未然防止には、個人や地域による防犯活動などのソフト面の対策に加えて、環境整備などのハード面から、犯罪を生まないためのより積極的、主体的な取り組み、犯罪をつくりださない取り組みが必要です。

市民の身近な生活環境の防犯性を高めること、そして、環境美化活動により美しい街を維持していくことは、犯罪を誘引する機会を減らすことにつながります。

また、犯罪を誘引する可能性の高い迷惑行為を放置することは、軽微な犯罪を生み、次第に重大な犯罪へとつながる危険性があります。このため、ごみのポイ捨てや落書き、歩きたばこ等の迷惑行為を抑止する取り組みを推進し、犯罪を起こしにくい環境をつくりだし、防犯効果を高めることが重要です。

1 危険迷惑行為等撲滅への取り組み

(1) 自転車の迷惑走行対策

- ① 自転車の交通ルールや自転車安全利用五則等のパンフレット、チラシを高校生等に配布し、道路交通法改正内容の周知を含め自転車利用に関するルールマナーの啓発と意識向上に努めた。
(市民局)

■市内高校の新生へへの啓発用冊子の配布 37校 11,315部

■市内小・中・高校等への改正道路交通法周知用チラシの配布 117,353枚

- ② 市内の高校において、スタントマンが交通事故現場を再現し、事故の恐怖や衝撃を実感させる「スケアード・ストレイト方式」による交通安全教室を開催した。
(市民局・各区)

■「スケアード・ストレイト方式」による交通安全教室 2回開催 (聖和学園高等学校薬師堂キャンパス 約1,200人参加、仙台西高等学校 約800人参加)

- ③ 「みんなにやさしい自転車利用環境づくり」を目標とし、安全安心な自転車利用環境の実現を図るため、平成25年7月に「杜の都の自転車プラン」を策定した。
(都市整備局)

- ④ 自転車走行空間を創出するため、視覚的分離を道路改築時に合わせ実施した。
(建設局)

■視覚的分離 (市道青葉通線・市道元寺小路福室線等)

(2) 放置自転車対策

- ① 転入者や学校等へ駐輪場マップを配布し、駐輪場利用促進の啓発を行うとともに、放置防止の啓発や駐輪場への誘導により、放置自転車に対する意識向上を図った。
(建設局)

■駐輪場マップ配布数 日本語英語併記 70,000部、日本語中国語併記 5,000部

- ② 附置義務制度等による新たな駐輪スペースを確保した。
(建設局)

■駐輪場スペースの確保 65,466台

■駐輪場利用台数 8,172,946台

- ③ 放置自転車の撤去を行い、路上放置の防止、歩行者の安全や道路機能の確保を図った。(建設局)

■年間撤去台数 13,900 台

(3) 違反広告物等対策

- ① 市職員や業務委託による月 1 回以上のパトロールを行うとともに、一定の除却活動及び違反指導を行った。(都市整備局・各区)
- ② 関係機関・団体及びボランティアと連携した除却活動を推進した。(都市整備局・各区)

■違反広告物除却活動員 715 人 除去活動回数 9 回

(4) 落書き対策

- ① 消去剤等の物品の貸出制度について、市政だよりや市・区ホームページを活用した広報を行った。(市民局・各区)
- ② 地域住民や関係機関・団体等と連携し、落書き消去を含めた環境浄化活動を実施した。(市民局・各区)

(5) 違法駐車対策

- ① 「仙台市違法駐車等の防止に関する条例」に基づき、市内中心部で指定している違法駐車等防止重点地域において、交通安全指導員が週 2 回巡回・指導を実施した。(市民局)

■違法駐車防止

- ・活動回数 81 回
- ・助言件数 3,982 件
- ・不在車両への注意カード取付件数 108 件

- ② 市ホームページへ記事を掲載し、違法駐車防止に関する周知啓発を行った。(市民局)

(6) ごみのポイ捨て対策

- ① ポイ捨てしない人づくりを進めるため、キャンペーン等を関係機関等連携して実施した。(環境局)

■全市一斉ポイ捨てごみ調査・清掃活動参加者 2,278 人

- ② ポイ捨てしにくい環境づくりのため、仙台まち美化サポート・プログラムを実施した。(環境局・各区)

■仙台まち美化サポート・プログラム参加団体数 193 団体

(7) 歩きたばこ防止対策

- ① 市内中心部で指定している「歩行禁煙モデルストリート」内において、商店街等の協力を得ながら横断幕や立看板、路面表示シール等の掲出、街頭キャンペーン等を行い、「歩行禁煙モデルストリート」の周知啓発に努めた。(市民局)

■歩きたばこ防止キャンペーン数 11 回

- ② 市政だより、市ホームページ等を活用し、歩きたばこ防止の広報啓発を行った。(市民局)

- ③ 各商店街振興組合と連携協力し、屋外放送など啓発活動を実施した。(市民局)

(8) 管理不十分な空き家等対策

- ① 地域要望等を踏まえ、空き家等の問題解決に向け、関係部署と協議し、連携して対応した。
(市民局・各区)
- ② 適正に管理されていない空き地の所有者等に対し、除草等の指導や助言を行うとともに、除草についての広報を行った。
(健康福祉局・各区)
■指導件数 977 件
- ③ 適正に管理されていない空き家で危険な建築物の所有者等に対し、建築物の撤去等の指導助言を行った。
(都市整備局・各区)
■指導件数 8 件
- ④ 適正に管理されていない空き家の所有者等に対し、空き家への侵入防止、周囲の可燃物除去等の指導を行った。
(消防局)
■指導件数 62 件
- ⑤ 適正に管理されていない空き家の所有者等に対し、適正な維持管理を依頼した。
(各区)

2 犯罪機会を与えない防犯性の高い道路、公園、建物等の整備促進

(1) 道路の防犯対策

- ① 公共施設周辺の街路灯の照度アップを行った。
(建設局・各区)
■街路灯照度アップ箇所数 1,423 箇所
- ② 私道への街路灯設置や維持管理等の支援を行った。
(建設局・各区)
■私道街路灯新設補助件数 23 件
■私道等の街路灯維持管理に関する町内会への支援件数 597 件

(2) 公園の防犯対策

- ① 公園の死角を減らすため、樹木の剪定を行った。
(建設局・各区)
■樹木を剪定した公園数 361 箇所
- ② 暗がりを減少させるため、公園灯の新設・修繕等を行った。
(建設局・各区)
■公園灯を新設・修繕等した公園数 131 箇所
- ③ 公園の清掃や安全管理、見回り活動等を行うボランティア団体への支援を行った。
(建設局・各区)
■公園愛護協力会の結成 (1,655 公園中) 1,185 団体 71.6%

(3) 住宅の防犯対策

防犯協会が地域の家庭を訪問し、防犯上のアドバイスを行う防犯診断を実施した。
(市民局)

(4) 商店街の防犯対策

商店街による安全で快適な空間作りや環境整備を支援する施設整備補助制度の周知を行い、3 件の施設整備事業が実施された。
(経済局)

(5) 公共施設の防犯対策

公共施設の新・増・改築に伴う設計工事において、死角を解消し、見通しを確保する等防犯上の配慮を行った。(20 件)
(都市整備局)

3 子どもの安全に配慮した環境の整備

(1) 子どもの安全 対策

- ① 市立小学校・幼稚園・保育所等に設置されている警報ベル等の定期点検や修繕等により機能維持を図った。 (子供未来局・教育局)
- ② 私立幼稚園及び私立保育所には警報ベルの設置助成を行った。 (子供未来局)
■私立幼稚園警報ベル設置 97 園中 69 園、私立保育所警報ベル設置 96 か所中 77 か所
- ③ 小・中学校の実情に応じた通学路の安全点検の実施とその結果を踏まえた指定通学路の追加・廃止を行った。 (教育局)
■指定通学路の追加等 追加 4 校・廃止 4 校

4 地域における市民自らが行なう環境の整備

(1) 環境整備への支援

市民や町内会、防犯協会、学校生徒会、商店会組合等が行う自主的な落書き消去活動に対して、消去剤等の物品の貸し出しを行った。 (各区)

5 地域における関係団体等による環境の整備

(1) 繁華街・歓楽街対策

安全安心街づくり活動重点地区に指定している国分町地区において、地元町内会や事業所等と連携して、夜間パトロールや環境美化活動等の繁華街・歓楽街の環境整備を行った。 (市民局)

- 国分町地区夜間パトロール 実施回数 10 回
- 国分町地区安全安心パレード 実施回数 1 回
- 青葉区安全安心街づくり推進協議会と連携した環境浄化活動 実施回数 2 回

(2) 関係団体・関係機関との連携

市民、事業者、関係団体、警察等により構成する「各区安全安心街づくり推進協議会」や各種分科会、部会を開催するとともに、関係諸団体が連携協力して各種事業を実施し安全安心街づくりを推進した。 (各区)